

4 資 審 第 22 号
令和 4 年 9 月 8 日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

農業資材審議会長 赤松 美紀

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 4 年 8 月 15 日付け 4 消安第 2584 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるグリホサートの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>20</u>	<u>30</u>
大麦	<u>20</u>	<u>30</u>
小麦	<u>5</u>	<u>30</u>
とうもろこし	<u>1</u>	<u>5</u> ※
マイロ	<u>20</u>	<u>30</u>
ライ麦	<u>0.2</u>	<u>30</u>
牧草	<u>120</u>	<u>500</u>
大豆	(新設)	<u>20</u> ※
大豆油かす	(新設)	<u>9</u> ※
稲わら	0.2	0.2
稲発酵粗飼料	0.2	0.2

- ・ ※は、グリホサート及びN-アセチルグリホサートをグリホサートに換算したものの和の数値。
それ以外はグリホサートの数値。
- ・ 下線は改正部分。
- ・ 稲わら及び稲発酵粗飼料については、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」
(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の管理基準として設定。